

一般財団法人日本救急医療財団 救急救命士試験事務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 救急救命士試験事務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が行う救急救命士法（以下「法」という。）第37条第1項に規定する指定試験機関として行う救急救命士の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(試験事務規程の基本方針)

第2条 試験事務は、法、同法施行令、同法施行規則及び救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（以下「省令」という。）並びにこれらに係る通達によるほか、この規程により、適正、確実かつ公正に実施する。

(試験委員等)

第3条 試験事務の実施に関する専任の責任者を置く。

2 試験問題の作成等を行うため、試験委員会を設置する。

第2章 試験事務の実施の方法

第1節 試験実施計画等

(試験事務の実実施計画)

第4条 財団理事長（以下「理事長」という。）は、次に掲げる事項を含む試験事務の実施の方法に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、試験委員長の同意を得て厚生労働大臣に届け出る。

- 一 試験日及び試験日程
- 二 試験地
- 三 試験問題の形式及び問題数
- 四 合否基準案
- 五 その他必要な事項

(受験願書等)

第5条 理事長は、施行規則第11条に規定する厚生労働大臣の試験実施の公告があったときは、速やかに受験願書及び受験案内を作成し、試験を受けることを希望する者に配布する。

第2節 受験願書の受付等

(受験願書の受付)

第6条 受験願書の受付は、東京都文京区湯島三丁目37番4号HF湯島ビルディングの財団の事務所において、原則として郵送で行う。

- 2 受験願書は、次の事項を確認した後、受理する。
 - 一 受験願書に所定の事項が記載されていること。
 - 二 受験申請者の写真がはり付けられていること。
 - 三 受験資格を証する書類が添付されていること。
 - 四 所定の手数料が払い込まれていること。
- 3 前項の場合において、受験願書に不備を認めるときは、補正させるものとし、受験資格のないものについては、受理できない理由を付して、手数料及び受験願書を申請者に返還する。

(受付後の措置)

第7条 受験願書を受理したときは、速やかに次の措置を講ずる。

- 一 受験資格の審査
- 二 受験願書等に前条第1項の受付をした年月日、その他必要な事項を記入すること。
- 三 受験番号を確認すること。
- 四 受験票を作成すること。
- 五 受験者名簿を作成すること。
- 六 卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者については、実施計画に定めた日までに、卒業証明書又は修業証明書を提出させること。

(受験票の交付)

第8条 理事長は、受験申請者に受験票を郵送により送付する。

(受験地の変更)

第9条 受験願書を受理した後においては、当該申請に係る受験地の変更は、原則としてこれを認めない。

第3節 試験問題等

(試験問題の作成方法)

第10条 試験問題は、試験委員が作成する。

2 試験問題は、客観式（マークシートによる5肢択一方式）とする。

(試験問題の印刷等)

第11条 試験問題の印刷に当たっては、独立行政法人国立印刷局に委託する等秘密を確実に保持することができるよう留意しなければならない。

第4節 試験の実施等

(試験問題等の取扱)

第12条 試験問題の運搬及び保管等は、秘密を保守することができる方法により行う。

2 答案の運搬及び保管等は、破損、紛失することがないように確実な方法により行う。

(受験票の提示)

第13条 試験において、受験票を提示しない者は、原則として受験することができないものとする。

(不正行為)

第14条 試験において、監督主任者は、不正の行為を発見したときは、軽微なものには警告を与え、悪質なものに対しては、事実を確認して退場させ、当該受験をさせないことができる。

2 前項により、受験者の退場処分を行ったときは、理事長は、省令第19条に基づき、速やかに厚生労働大臣に報告する。

(試験監督員)

第15条 試験の実施に当たっては、試験の厳正かつ円滑な実施を図るため、理事長は次の人員を配置する。

一 試験本部長：試験の全体的な指揮監督を任務とし、理事長をもって充てる。

二 試験本部員：試験本部長を補佐することを任務とし、試験事務責任者をもって充てる。

三 試験総括者：各試験地における試験の指揮監督を任務とし、試験地ごとに理事長が選任する。

四 監督主任者：各試験室における試験の処理及び試験監督員の監督を任務とし、試験室ごとに1名を配置する。

五 試験監督員：監督主任者の指示を受け、試験の処理及び受験者の監督等を任務とし、受験者20人に対し1人を標準として配置する。

2 監督主任者及び試験監督員の業務の詳細は、実施細則において定める。

第5節 合否の決定等

(試験結果の報告)

第16条 理事長は、合否案等試験結果をとりまとめ、速やかに厚生労働大臣に報告するものとする。

(合否の決定)

第17条 試験の合否の決定は、前条の報告に基づき厚生労働大臣が行う。

(合格者名簿の作成)

第18条 理事長は、厚生労働大臣からの合否決定の通知を受けたときは、速やかに合格者名簿を作成をする。

(合格者の発表)

第19条 合格者の発表は、財団及び厚生労働省においてその受験地、受験番号を公表して行う。ただし、試験の成績は公表しない。

(合格証書の交付)

第20条 理事長は、合格した者に合格証書を郵送により交付する。

(合格証明書の交付)

第21条 理事長は、試験に合格した者から、合格証明書の必要な理由を付して合格証明書の交付申請があったときは、これを郵送により交付する。

第3章 手数料

(手数料の収納)

第22条 試験を受けようとする者が納付する手数料は、原則として、銀行振込み又は郵便振替（財団所定の払込用紙を用いる場合に限る。）により納付させ、払込み又は振込の際に発給される払込受付証明書を受験願書等にはり付けさせるものとする。

2 前項の場合において、銀行振込み等に要する手数料は申請者の負担とする。

(手数料の収納)

第23条 いったん納入された手数料は、受験資格がない者等受験願書を補正できないものを除き、返還しない。

(合格証明書の手数料)

第24条 合格証明書の交付を受けようとする者が納付する手数料は、第22条に準じる。

第4章 試験委員

(試験委員の定数)

第25条 財団に45名以内の試験委員を置く。

(試験委員の要件、任期及び選出方法)

第26条 試験委員は、省令第16条の要件を備えるものうちから選任し、同条第3号に該当する者については厚生労働大臣の認可を受け、理事長が委嘱する。

2 試験委員には、次の者は選任しない。

- 一 二親等以内の者が、試験を受験することが予想される者
- 二 その他理事長が不適切と認めた者

3 試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 試験委員は、非常勤とする。

5 試験委員のうちから、試験委員長1名を理事長が委嘱する。

6 理事長は、必要と認めるときは試験委員のうちから、副委員長3名以内、幹事5名以内及び副幹事11名以内を委嘱することができる。

7 試験委員長、副委員長、幹事及び副幹事の任期はいずれも2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(試験委員の職務)

第27条 試験委員は、試験問題の作成及び採点を行う。

2 試験委員長は、試験委員を代表し、試験委員会の事務を統括する。

3 副委員長は、試験委員長を補佐し、試験委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長が指定した順序により、その職務を代行する。

4 幹事は、試験問題の選定及び決定並びに問題の審査及び合否案の決定について、委員長及び副委員長を補佐する。

5 副幹事は、試験問題の選定及び決定について、幹事を補佐し、幹事に事故があるときは、その職務を代行する。

(試験委員の解任)

第28条 理事長は、試験委員が次のいずれかに該当するときは、その試験委員を解任する。

- 一 法第41条において準用する法第13条第2項の規定による厚生労働大臣の解任命令があつたとき。
- 二 前号のほか、職務上の義務違反その他試験委員としてふさわしくない行為があつたとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

第5章 試験事務に関して知り得た秘密の保持

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第29条 財団の役員(試験委員を含む。)、職員、その他試験事務に従事する者(以下「役員等」という。)は、その事務の実施に当たって厳正を保持し、不正行為がないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第30条 役員等又はこれらの職にあつた者は、試験問題、成績等試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第6章 試験事務に関する帳簿及び書類の管理

(帳簿の保存期間)

第31条 次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 合格者の名簿 永年
- 二 受験者の名簿 永年
- 三 成績表 10年

(書類の保存期間)

第32条 次の各号に掲げる書類の保存期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 試験問題 永年
- 二 受験願書 3年
- 三 試験答案用紙 1年
- 四 その他の書類 別に理事長が定める期間

(帳簿及び書類の保存方法)

第33条 帳簿及び書類の保存は確実、かつ、秘密の漏れることのない方法により行う。

2 帳簿及び書類の廃棄は、焼却その他の復元することのない方法により行う。

第7章 その他

(天災等の際の措置)

第34条 天災その他の事由が発生したときの試験事務の実施についての細目は、その事由発生
の都度、発生した事由に応じ理事長が定めることとし、必要に応じて厚生労働大臣と協議
する。

(試験事務実施の細目)

第35条 この規程に定めるもののほか、試験事務実施に関し、必要な細目は、別に理事長
が定める。

附 則

この規程は、平成3年12月19日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年11月6日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成15年9月4日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成21年7月15日から施行する。
- 2 第9次試験委員の任期は、第26条3項及び第7項の規定にかかわらず、平成22年4月30日までとする。

附 則

この規程の改正は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。